

【宇都宮市条例関係】

宇都宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の制定（案） について

国の地方分権改革及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、国基準の条例化及び介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行すること等のため、次のとおり改正する。

1 宇都宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(1) 条例制定の基本的な考え方

現行の国基準を踏まえ、市条例を制定する。（市独自基準は規定しない。）

(2) 主な基準の内容

項目	内容
事業者	申請資格（法人）
人員	<ul style="list-style-type: none">介護支援専門員の配置（事業所ごとに1人以上）管理者の配置
運営	<ul style="list-style-type: none">要介護認定の申請に係る援助運営についての重要事項に関する規程の策定従業者の勤務体制の確保並びに設備及び備品等の整備利用者等の秘密の漏えい防止等苦情対応，苦情内容の記録等事故発生時の対応，事故の状況及び対応の記録等

2 宇都宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

(1) 条例制定の基本的な考え方

現行の国基準を踏まえ、市条例を制定する。（市独自基準は規定しない。）

(2) 主な基準の内容

項目	内容
事業者	申請資格（法人）
人員	<ul style="list-style-type: none">保健師等の配置（事業所ごとに1人以上）管理者の配置
運営	<ul style="list-style-type: none">要支援認定の申請に係る援助運営についての重要事項に関する規程の策定従業者の勤務体制の確保並びに設備及び備品等の整備利用者等の秘密の漏えい防止等苦情対応，苦情内容の記録等事故発生時の対応，事故の状況及び対応の記録等

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(1) 条例の概要

介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることに伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する基準に係る規定等について所要の改正を行う。

(2) 経過措置

介護予防・日常生活支援総合事業への移行については、その円滑な実施を図るため、平成29年4月1日から実施することとする。

(3) 改正する条例

該当条文	条例名
第1条	宇都宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
第2条	宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第3条	宇都宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
第4条	宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第5条	宇都宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
第6条	宇都宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第7条	宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
第8条	宇都宮市介護保険条例

4 施行期日

これら条例は、平成27年4月1日から施行する。